

## 1 第9期大泉町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 令和6年度から令和8年度までの本町の老人福祉計画及び介護保険事業計画（以下「第9期大泉町高齢者保健福祉計画」という。）を策定するため、第9期大泉町高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第9期大泉町高齢者保健福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

#### (失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 2 第9期大泉町高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

| 区分       | 人数 | 選出先                    | 委員氏名   |
|----------|----|------------------------|--------|
| 被保険者     | 2人 | 介護予防団体                 | 関田 幸子  |
|          |    | 協議体<br>(生活支援体制整備事業)    | 福田 信子  |
| 学識経験者    | 2人 | 自治会連絡協議会               | 関 克守   |
|          |    | ボランティア協議会              | 水澤 朱美  |
| 社会福祉関係者  | 4人 | 民生委員児童委員協議会            | 萩本 美喜子 |
|          |    | 老人クラブ連絡協議会             | 佐久間 忠夫 |
|          |    | 介護保険運営協議会<br>(大泉園)     | 亀谷 徳寿  |
|          |    | 介護保険運営協議会<br>(社会福祉協議会) | 岩瀬 寿夫  |
| 保健・医療関係者 | 2人 | 介護保険運営協議会<br>(医師会)     | 田中 亨   |
|          |    | 健康づくり推進協議会<br>(歯科医師会)  | 斉藤 崇   |

### 3 第9期大泉町高齢者保健福祉計画策定経過

| 期日        | 内容   |
|-----------|--|
| 令和5年8月28日 | 第1回策定委員会   |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○委員の委嘱</li> <li>○第9期大泉町高齢者保健福祉計画策定委員会について</li> <li>○委員長・副委員長の選出</li> <li>○第9期大泉町高齢者保健福祉計画の概要と策定のスケジュールについて</li> <li>○第9期大泉町高齢者保健福祉計画策定に伴うアンケート調査について</li> </ul> |
| 令和5年9月26日 | 第2回策定委員会   |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○第9期大泉町高齢者保健福祉計画の素案について</li> <li>○パブリックコメントの実施について</li> </ul>   |
| 令和6年2月16日 | 第3回策定委員会（書面会議）   |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○第9期大泉町高齢者保健福祉計画の素案について</li> <li>○パブリックコメントの実施結果について</li> </ul>   |
| 令和6年3月    | ○第9期大泉町高齢者保健福祉計画策定   |

## 4 町民憲章等

### 大泉町民憲章

(昭和52年4月3日告示)

大泉町は、洋々として流れる大利根川と、こんこんとして湧きでる泉のほとりに生々発展し、とくに、近代産業の振興にともない、県下有数の工業都市となった。

この町の住民であることに、自覚と責任をもつわたくしたちは、大泉町発足20年あたり、住みよい町づくりのために、町民憲章を定める。

- 1 いつも笑顔であいさつをかわしあい、誇りをもって仕事に精をだす町民になりましょう。
- 2 すすんでスポーツに親しみ、健康なからだと健全な心をつくりましょう。
- 3 自然を愛し、きれいな空と水と、みどりにつつまれた美しい町にしましょう。
- 4 郷土の歴史と伝統を愛し、文化の香り高い町にしましょう。
- 5 たがいに理解と信頼をもって、みんなの幸せのために、助けあいましょう。

### 人権尊重と福祉の町宣言

(平成6年5月20日告示)

人は、みな個人として尊重されなければならない。

幸福追求の権利は、何人に対しても自由にして平等に与えられた基本的人権である。

わたくしたち大泉町民は、相互の理解と協力によりすべての者が、人権を尊重され人間らしく健康で文化的な生きがいのある生活ができるよう次の事項を指針として、真に自由にして平等な明るい町づくりを進めることを誓い、ここに「人権尊重と福祉の町」を宣言する。

- 1 人権を尊重し、支えあう力と心のぬくもりで、みんなにやさしい町にしよう。
- 2 高齢者をうやまい、健康で生きがいのある生活に手をかそう。
- 3 障害者の人格を尊重し、持てる力を発揮できるように支援しよう。
- 4 病弱者にやさしく接し、心の友となろう。
- 5 子供たちを愛し、心身ともに健やかに育てよう。

## 5 用語集

### 【あ行】

#### ◆IADL（手段的日常生活動作）

家事、買物、移動など、日常生活を送るために必要な動作の中でも複雑で高いレベルが必要な動作。

#### ◆ICT（アイシーティー）

通信技術を活用したコミュニケーション。

### 【か行】

#### ◆介護給付費

介護保険法で定められた介護サービスに対して支給される費用。

#### ◆介護保険制度

1997（平成9）年成立の介護保険法に基づき2000（平成12）年4月施行。保険者は市町村及び特別区であり、被保険者は、第1号被保険者が市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者、第2号被保険者が市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。介護サービスはこの保険料や公的資金を財源として提供。

#### ◆介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

#### ◆協議体

介護予防・日常生活支援総合事業の一環で設置する組織で、地域において高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした、定期的な情報共有・連携強化の場のこと。

#### ◆協働のまちづくり事業提案制度

協働のまちづくりを推進するために町が取り組んでいる事業。住民活動団体等と行政が地域課題の解決に協働で取り組む事業。

#### ◆協働のまちづくり人材バンク

協働のまちづくりを推進するために町が取り組んでいる事業。様々な知識や技能をもつ住民や団体を登録するとともに、その情報を広く紹介することにより、講師や指導者を探している人や団体との間をつなぐもの。

#### ◆居宅介護支援

介護を必要とする人が自宅で自立した生活をするために、適切な介護サービス利用ができるように、介護サービス計画の作成や介護サービスの調整をする支援のこと。ケアマネジャーが、本人や家族の希望、心身の状況や生活環境にそったケアプランの作成や、介護サービス事業者などの関係者との連絡・調整等を行う。また、介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等を行う。

#### ◆ケアプラン

介護保険制度で要介護認定を受けた場合に、本人や家族の希望、心身の状況や生活環境などを踏まえて作成される、介護サービスの種類や内容を定めた計画。

#### ◆ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者に対し、一人ひとりのニーズにそった最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保健・福祉・医療サービス等）を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

#### ◆ケアマネジャー

介護保険の適用者の相談に応じるほか、その心身の状況に応じ、適切な居宅、または施設サービスを利用することができるよう、市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画（ケアプラン）の作成などを行う専門職のこと。介護支援専門員ともいう。

#### ◆元気な地域支援事業補助金

協働のまちづくりを推進するために町が取り組んでいる事業。住民活動団体等が自主的に企画した事業について補助金を交付するもの。

#### ◆健康寿命

「あと何年、自立して健康に暮らせるか」を表すもので、心身ともに自立した活動的な状態で生活できる期間のこと。身体的な健康寿命は、食事、排泄、入浴などの日常生活動作が自立している期間で、精神面では、認知症のない期間のこと。

#### ◆厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

本計画は、厚生労働省が運用する地域包括ケア「見える化」システムを活用し、作成している。機能としては、アンケート調査結果による「現状分析」機能や介護サービスの見込み量及び介護保険料算定に関する「将来推計」機能等があり、これらを有効活用し、計画に反映させている。

#### ◆国保データベースシステム

国保連合会が業務を通じて管理する「健診・保健指導」「医療」「介護」の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータを作成し保険者に提供するシステム。

### 【さ行】

#### ◆事業対象者

要介護・要支援には当てはまらないが、生活機能のチェックリストによりサービスが必要と判定された人

#### ◆シルバー人材センター

県知事の指定を受けた公益法人。高齢者が組織的に働くことを通じて、追加的収入を得るとともに、健康を保持し、生きがいをもち、地域社会に貢献するという「自主・自立、共働・共助」の理念を基本としている。

### ◆生活習慣病

食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その疾患の発症・進行に関与する病気（疾患群）のこと。健康的な生活習慣を送ることで、その予防を図ることが求められている。

### ◆成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人に対して、本人に代わり、成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護し、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう、必要な支援を行う制度。

### ◆成年後見人・保佐人・補助人

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれている。判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を利用できるようになっている。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人の権利を守り支援する。

## 【た行】

### ◆地域ケア会議

保健・福祉・医療などの現場職員を中心に構成し、介護保険対象外の人に対する介護予防サービスの調整及び居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所の指導・支援を行うための会議体。

### ◆チームオレンジ

地域において、認知症の人や家族の困りごとのニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み。

### ◆超高齢社会

65歳以上の人口が総人口に占める割合が21%以上になった社会。

## 【な行】

### ◆日常生活圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により設定することとされている。

### ◆認知症

正常に働いていた脳の機能が、加齢や脳血管疾患などの後天的な要因によって低下し、記憶や思考への影響が見られる病気。認知症にはいくつかの種類があり、脳神経が変性して脳の一部が萎縮する過程でおきるアルツハイマー型認知症が最も多い。

#### ◆認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動等のできる場所。

### 【は行】

#### ◆バリアフリー

高齢者や障害者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除いた建築設計。近年では、高齢者や障害者などが社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含まれるとされている。

#### ◆避難行動要支援者

高齢者、障害者など、災害が発生したときや災害のおそれがあるとき、自力で避難することが困難であり、避難のため特に支援を要する人。

#### ◆ブラインドウォーク

目を隠し、歩く、座る、階段を上るといった行動をすることにより、目の不自由な人の困難や不安な気持ちを体験すること。

### 【や行】

#### ◆ユニバーサルデザイン

「バリアフリー」の考え方をさらに進め、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

#### ◆要支援・要介護

要介状態を介護の必要性の程度に応じて定めた区分。大きく「要支援」と「要介護」の2つの区分がある。「要支援」とは、日常生活において何らかの支援を要する状態であり、「要支援1」と「要支援2」の2段階に分けられる。「要介護」とは、日常生活上の基本動作において部分的、全面的に介護が必要となる状態であり、「要介護1」から「要介護5」の5段階に分けられる。

### 【ら行】

#### ◆ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階のこと。

